

税からのお知らせ

個人市県民税・所得税の見直しについて

所得税はその年の所得に対して課税されますが、個人市県民税は前年分の所得に対して課税されます。そのため、令和8年度の個人市県民税は、令和7年分の所得により課税します。以下では、令和8年度(令和7年分)以降の個人市県民税・所得税の主な見直し内容について記載しています。

(1) 給与所得控除の見直し ※個人市県民税および所得税

下表のとおり給与所得控除の最低保障額が引き上げられます。

【令和7年度(令和6年分)】		【令和8年度(令和7年分)】		【令和9年度(令和8年分)】	
給与収入	控除額	給与収入	控除額	給与収入	控除額
162万5千円以下	55万円	190万円以下	65万円	220万円以下	74万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円	190万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円	220万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円	※360万円超は改正なし		※360万円超は改正なし	

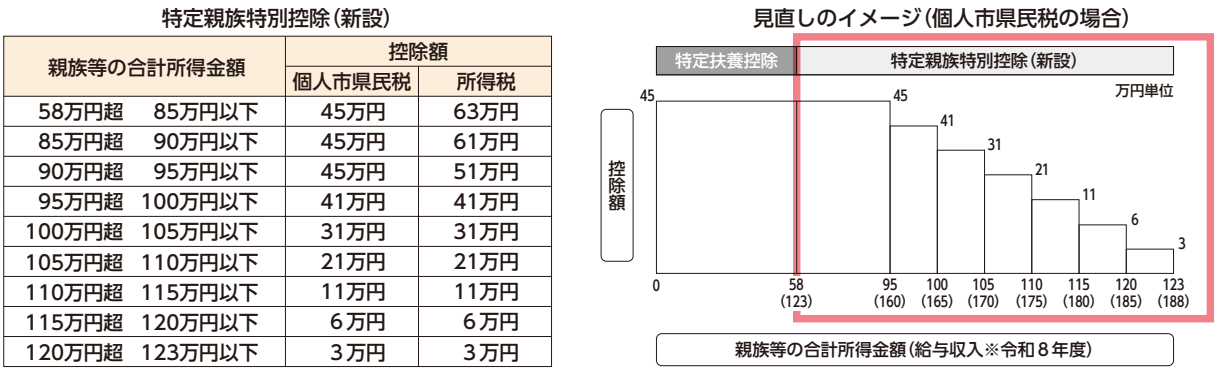
(2) 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ ※個人市県民税および所得税

扶養親族および配偶者控除の対象とできる合計所得金額の要件が引き上げられます。

【令和7年度(令和6年分)】 48万円	⇒	【令和8年度(令和7年分)】 58万円	⇒	【令和9年度(令和8年分)】 62万円
------------------------	---	------------------------	---	------------------------

(3) 特定親族特別控除の創設 ※個人市県民税 令和8年度～、所得税 令和7年分～

19歳以上23歳未満の親族等がいる場合に、当該親族等の所得に応じて段階的に控除することができるようになりました。



(4) 基礎控除の見直し ※所得税のみ

合計所得金額が2,350万円以下の方について、所得税のみ、基礎控除額が引き上げられます。

【令和6年分】		【令和7年分】		【令和8年分】	
合計所得金額	所得税控除額	合計所得金額	所得税控除額	合計所得金額	所得税控除額
2,400万円以下	48万円	132万円以下	95万円	489万円以下	104万円
		132万円超 336万円以下	88万円		
		336万円超 489万円以下	68万円		
		489万円超 655万円以下	63万円	489万円超 655万円以下	67万円
		655万円超 2,350万円以下	58万円	655万円超 2,350万円以下	62万円
		2,350万円超 2,400万円以下	48万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円

上記(1)(2)(4)の見直しにより、給与収入のみで計算した場合の各種基準額は下表のとおりとなります。

	令和8年度(令和7年中の収入)	令和9年度(令和8年中の収入)
個人市県民税が非課税となる人	110万円以下	119万円以下
所得税が非課税となる人	160万円以下	178万円以下
扶養控除の対象とできる人	123万円以下	136万円以下

原付バイク等の手続きについて

1 原付バイク等の手続きでオンライン申請ができます！

- 〈申告に関する手続き〉
- 新規登録 ○廃車申告 ○名義変更(新・旧所有者がともに福岡市ナンバーの場合に限る)
 - 新規登録受付書・廃車申告受付書の再交付申請

福岡市 原付バイク オンライン申請 検索



窓口に行かなくても、
いつでも便利に申請 できる！

- 〈納税通知書の送付先変更の手続き〉

福岡市 軽自動車税 送付先変更届 検索



- 〈減免申請(一部のみの)の手続き〉

福岡市 軽自動車税 減免 オンライン申請 検索



2 軽自動車等の各種手続き窓口

車種	軽自動車税の申告		車検の手続き	
	窓口	電話番号	窓口	電話番号
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	資産課税課	050-1808-6411 (自動音声による電話案内)※		
軽自動車(三輪以上)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所	092-410-8090	軽自動車検査協会 福岡主 管事務所	050-3816-1750
二輪の軽自動車 (125cc超、250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室	092-410-8090 (福岡事務所の番号)	九州運輸局 福岡運輸支局	050-5540-2078

※原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の申告手続き等について、自動音声による電話案内を行っています。携帯電話からおかけの場合は、詳しい内容を掲載したホームページのURLをSMS(ショートメッセージサービス)で受け取ることができます。

市税に関する証明(所得証明等)について

① コンビニ交付

コンビニのマルチコピー機で所得証明書などが取得できます！

＜取得できる証明書＞

- 令和7・8年度 所得証明書(個人市県民税課税・非課税証明書)
- 令和7・8年度 納税証明書(個人市県民税分)

※調整控除などの税額控除の記載が必要な場合は、コンビニ交付の証明書は使用できません。

＜利用できる方＞

- ・発行日現在、福岡市に住民登録がある方
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている方(数字4桁の暗証番号の入力が必要)
- ・1月1日(令和8年度の証明書を必要とする場合は令和8年1月1日)現在で福岡市に住民登録があり、税の申告等の手続き(確定申告または勤務先や年金支払者からの福岡市への支払報告書(源泉徴収票)の提出)が終了している方
- ・その他利用できる方の条件、各種注意事項等は福岡市ホームページにてご確認ください。

申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード(数字4桁の暗証番号の入力が必要です。)

福岡市 税証明 コンビニ 検索



窓口に行かなくても、
証明書が取得できる！
利用時間：午前6時30分～午後11時00分

250円 窓口で申請するより、
手数料が50円安い！

② オンライン申請(郵送受取)

市税の証明書をオンラインで申請できます！

マイナンバーカードとクレジットカードがあれば証明書をスマートフォンやパソコンから申請することができ、証明書はご自宅に郵送します。

＜利用できる方＞

- 本人、相続人、親権者・成年後見人などの法定代理人、法人の代表者

申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード(英数字6～16文字の暗証番号の入力が必要です。)
- ②クレジットカード(手数料決済用)
- ③個人認証に必要なアプリのダウンロード
- ④(必要に応じて)戸籍謄抄本、登記事項証明書、商業登記簿など確認資料

窓口に行かなくても、
いつでも申請！

申請後、
最短当日に、
証明書を発送！

普通郵便料金が
無料！
(令和9年3月末まで)

250円 窓口申請より、
手数料が50円安い！

福岡市 税証明 オンライン 検索

